

## 平成29年度第2回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 平成29年(2017年)11月16日(木)

午後2時～午後3時

場所 市庁舎本館3階303会議室

1 出席者 伊東会長、松本委員、島崎委員、原委員、高橋委員、深澤委員、多田委員、内門委員、松井委員、中村委員、綾部委員

以上11名

(欠席者：増井委員、小田委員 以上2名)

事務局：高井健康・こども部長、春原保険年金課長、草山課長代理、大関担当長、宮田主任、加藤主事、川口主事

以上7名

2 傍聴者 1名

3 開会

過半数の委員が出席しており平塚市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定により会議は成立した。

4 議事

次第に従い、順次議題を審議した。

会長：協議会次第にしたがいまして議事を進めます。本日の議題に入ります。

議題(1)「仮係数に基づく平成30年度の納付金・標準保険税率」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：仮係数に基づく平成30年度の納付金・標準保険税率について

納付金と標準保険税率の概要、特に保険税率を決める賦課割合、平成30年度予測値、法定外繰入金について説明した。

会長：事務局から説明がありましたが、御質問、御意見などはございませんか。

委員：事務局にお尋ねします。今回示された仮係数と、来年1月に示されるという本係数では、どのような点が変わりそうなのか、現段階で分かっているものがあれば教えてほしい。特に、税額に直接関わってきそうな部分で、本係数は仮係数よりも増える見込みなのか、減る見込みなのか。

事務局 : 2つの係数の関係ですが、まず仮係数とは、市町村が予算を編成するために、便宜的に厚生労働省が10月に示す仮の数字になります。このため、厚生労働省が所管する係数は正確である一方で、国全体で判断する要素については変更する可能性が残されています。

これに対して、本係数とは、年末に閣議決定される国の予算案を反映しています。仮係数で論点として残された点が決まってきます。

本係数と仮係数の増減については、今回、初めて実施される制度のため、増減の見込みははっきりとは分かりません。

ただ、今まで説明したような状況を踏まえたと、平成30年度の論点の一つに医療や薬剤などの費用を見直す診療報酬改定があります。診療報酬をどの程度下げるか、という話ですから、本係数の方が減る見込みです。

委員 : よくわかりました。

会長 : ほかにありますか。

委員 : 平成30年度の仮係数に基づく標準保険税率での賦課の場合、現在の税率と比較し、加入者、世帯にはどのような影響があるかお聞きしたいです。

事務局 : 資料の「議題(1)－③ 平成30年度標準税率(仮係数に基づく)」にお示ししておりますように、一定の増減は見込まれます。

また、影響については、平成28年度の税率改定の際の影響よりは低いと見込んでいます。この理由は、国からのお金を入れることにより、増減を抑えることができていると考えています。

委員 : これから市町村は、都道府県に納付金を払っていくことになりますが、納付金が足りない場合どのようなようになりますか。

事務局 : 納付金につきましては、基本的に保険税を充てていくということになります。

ここでいう納付金が足りないということは、見込みの保険税収納率より下がってしまったということになります。その場合につきましては、県で対応する「財政安定化基金」というものがありますので、その基金から借りることになります。

県の「財政安定化基金」から借りた場合は、翌々年度から3年間かけて、県に返還することになりますので、借りた分だけ後の3年間で分割し、税に上乘せすることになります。

併せて前回御説明いたしました平塚市国民健康保険条例の基金についても、積み上げ後、納付金が足りない場合の補てん分として使用できることになります。

委員：もう一つお聞きしたいのですが、資料の「議題（１）－④ 保険税率決定に向けた検討点」の中の応能割、応益割のところ、今まで平塚市は50：50だったけれども標準税率では、53.77：46.23ということで、これをどうするかを検討していくということですが、今まで応能割の率を上げて欲しいということで声を挙げてきた訳です。

また、均等割、平等割が高くなるということは滞納者、短期証発行で苦しむ人が増えてくるということですが、均等割、平等割についても標準税率は下がっております。この均等割が高いということは、お子さんを育てて、3人、4人と産みたいという方にとっても非常に負担になってくるので、この点でも是非、市民の方々に負担のない方法で検討していただきたいというように思います。

事務局：応能割、応益割、均等割、平等割の割合についてですが、基本的には県が示した標準税率の割合が最終的には目指すものとなっておりますので、そちらの方向で事務局としても検討していきます。

検討課題として考えているのは、方向性は定まっていますが、実際にどのようにいくかというところです。具体的には、段階的にいくのか一度にいくのか、また、段階的にいくのであれば、どの程度なのか。そのあたりを税の具体的な計算をしながら詰めていき、平成30年1月に皆様にお示ししたいと考えています。

会長：ほかの方はどうでしょうか。

一つ、私の方からよろしいでしょうか。

先程の委員の質問の中にもありました収納率の件になります。県の示す収納率は89.05%に対し、平塚市の平成28年度実績は89.44%ということで、県よりは高い数値となっております。先程のお話の中で、収納率が高ければ保険税率は下がっていくので、今後も収納率の向上というのは大切ではないかと思えます。一方で、収納率は0.1%上げるのも大変なことだと思います。

そこで、今の段階で収納率向上に対する取組等考えていることがあればお伺いしたいと思います。

事務局：収納率につきましては、まず平成27年度から平成28年度にかけて0.41ポイント上がっております。今は平成29年度の途中ですが、平成29年10月末時点で現年分ですが、0.83ポイント上がっております。こちらにつきましては、人員配置の見直し、具体的には、窓口嘱託職員を配属して、正規職員が滞納整理などの内部処理に専念できるような体制にしたこと、差押え件数などが大幅に上昇したことなどが考えられます。

平成30年度についても、人員配置の見直しを検討しているところですので、見込みですが、平成30年度の収納率が上がっていくと考えております。

会 長 : ほかにはよろしいでしょうか。

では、これで議題（１）「仮係数に基づく平成３０年度からの納付金・標準保険税率」を終わらせていただきます。

続きまして、議題（２）「法定外繰入金の削減目標計画（案）」を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局 : 法定外繰入金の削減目標計画（案）の概要について  
計画の背景を踏まえ、期間や基準額などの削減方法を説明した。

会 長 : 今の事務局からの説明に対して、御質問、御意見などございませんか。

委 員 : 法定外繰入金を削減していくと、財政的に厳しい場合は、前回答申した国民健康保険基金を活用してくことになると思います。現在、基金は少ないということでしたが、繰入金の削減と基金の積立はどのように計画しているのでしょうか。

事務局 : 法定外繰入金の削減と国民健康保険基金の積立を連携して計画的に進めていきます。前回の協議会でも触れましたが、決算段階で前年度に残った繰越金の一部を基金として積み上げ、平成３０年度から数年間で、数千万から数億円を目標にして段階的に積み立てたいと考えています。また、この基金が積み立てられないような状況で、法定外繰入金が消滅されるような事態は避けたいと考えています。赤字補てんのための法定外繰入金を解消した際には、国民健康保険財政が安定的に運営できる、国保に加入している方にとっては、急激な保険税上昇が避けられる額が基金に積み立てられていることを計画しています。

このため、基金を積み立てられる期間が、法定外繰入金の削減期間を決める大きな要素になると考えています。

委 員 : ありがとうございます。

会 長 : ほかの委員の方はいかがでしょうか。

委 員 : この法定外繰入金の削減ということでは、国保加入者にとっては非常に重要なことですし、運営協議会委員の皆様もできることなら負担が軽くなって、保険料を払えない人が減って、誰もが安心して医療を受けられるということ、一同何よりも願っていると思いますのでここは十分議論をしていただきたいなというように思います。神奈川県国民健康保険運営方針の部分で、平成２８年度決算では１８４，７１９，８４９円となっておりますが、これはいくつかのメニューの中で削減対象外の法定外繰入金としてどの部分でいくらかという内訳をまずお聞きしたいです。

事務局 : 内訳についてですが、まず、保険料及び一部負担金の減免額については、3,946,300円です。地方単独事業の医療給付費波及増等は、180,773,549円です。以上です。

委員 : そうしますと、決算補てん等を目的とした法定外繰入金は削減すべきとしていますけれども、神奈川県を担当課の認識では市町村判断によって、保険税の負担を緩和するための繰入については、直ちに解消できるものとは考えていない。それに代わる国保などによる財政基盤の強化策が必要であるとしています。市町村判断に基づいた額が決定される繰入というのは、解消されるべきものではなく、適正とするような意見があります。国民皆保険という中で、社会保障制度の中で事業者と本人が折半して支払う協会けんぽや共済組合などの保険とは異なり、国保は個人の負担が非常に大きいというところがネックになっています。以前も主張しましたが、平成26年度の資料で、公務員などが加入している共済組合などの保険は負担率が4.9%なのに対して、国保は9.9%ということでした。神奈川県が出している国民健康保険事業状況の平成27年度の実態を確認しますと、平塚市は国保加入世帯の平均所得は年間762,522円と県内の33自治体の中で低い方から7番目という状況でした。1世帯の保険料の平均が153,507円ということで、これをみますと所得の20.1%が国保で支払わなければならない額となり、所得の1/5は国保に持って行かれてしまうという状況で、非常に国保の負担というものは市民の方々にとっても大きなものとなっています。これまで法定外繰入をしてきたのは、約1,114,000,000円という中で、一部負担金の減免額は約3,900,000円、小児医療費にしても約180,000,000円となると、ほとんど市民の方々の保険料の軽減には使われない金額として2億数千円ずつ削減していくとなりますが、市民の方々の負担軽減に繋がらないということですが、国からお金があるから繰入を短縮できるということですが、その部分で払える金額にまずしていくということはお考えにはならないのかお聞きしたいと思います。

事務局 : まず、繰入金の削減については、被保険者の医療分を誰が払うかという問題に尽きると考えます。これに対して、国ではもう少し、被保険者に払っていただきたいとしています。理由は法定外繰入金の名前が示すとおり、ほかの市民が被保険者の負担をしてもよいかという議論があります。それについて、そうではないだろうということで、国は平成30年度から資金を約1,700億円投入して全国均等で国保を支援する形をとります。その中で、先程平成28年度の数字をおっしゃっていましたが、対平成30年度の支援額とするともう少し国の支援額が増えてくるということになります。今、予算を作成している段階なので、明確なことは申し上げられませんが、それについては、国からももう少し手厚い支援があると考えます。その分、平塚市の国保の被保険者ではないの方々の負担を減らそうという話になります。また、世帯あたりの額が平塚市は高いというようなお話がありましたけれども、確かに所得が低いというのは大きな傾向ではありますが、世帯あたりの率が高いというのは、もう一つ要素がありまして、世帯構成人数が他市と比較して多いので、単身世帯が多い市町村は世帯あたりの金額が下がりやすい傾向にあります。なので、1人あたりの保険料でみていき

ますと、平塚市も世帯ごとの比率よりも負担が大きくないということになります。ただし、世帯ごとに支払っていますので、世帯の負担については、平等割、均等割、応益割などの税負担を考え、対処すべきとし、その上でどの程度の負担ができるかとなります。基金の状況からも一般会計繰入金は何年か残すのはやむを得ないと考えておりますので、一般会計を繰入しつつ、応益割などの比率を調整することによって、負担が増減する層を念頭に置き、負担が重くなる層が重くなりすぎないように、軽くなる層については、申し訳ないですが、軽くなる時期を待っていただいて、全体で負担ができるような方法が一番だと考えています。そのためにも、一般会計繰入金は当面は使わせていただくこととなります。

また、5年間の削減期間の中で、3年目で県の運営方針の見直しが入ります。この段階でどのような判断になるかも注目すべきと考えています。そのあたりで削減対象外の法定外繰入金を別にしたい計画にしていきたいと考えていますが、こちらの方で取り扱いが変わるのであれば、その取扱いの標準に従うべきと考えています。

委員： 今日、運営協議会に来られている市民の方々も国保に入ってもらっちゃるということで、内容も十分御承知のことだと思うのですが、非常に負担が高いという中で、共済組合などの保険は税の公平性という観点から、特に公務員の場合、半分は税金で負担しているということになります。そうしますと、皆保険といいながら、国保だけはやはりほかの保険と比較しますと割に合わないというように思うのですが、県の担当課も直ちに解消すべきではないとしていますし、いついつまでに解消するようにもしていないとしている中で、やはり払えずに泣く方々を減らすことをまず検討していただきたいと、またこれからの流れの中でよい方向に持って行っていただけたらと思います。そのところを十分検討していただきたいというように思います。

事務局： 国保の負担の話になりましたが、現在国保も国、県、自治体などから補助がありますので、企業などのように分かりやすく折半という形にはなっていませんが、また国からの補助として約1,700億円ありますけれども、それにより比率は上がってきていると思います。さらに、国保には前期高齢者（65歳以上）の方が多くいますので、その方々に対しては、他の健康保険などからの支援はありますので、平成29年度以前に比べると平成30年度以降はやはり手厚い体制になると考えています。

繰り返しになりますが、平塚市は一気に解消するものではなく、長くても5年として解消したいと考えております。また、削減額をそのまま削減していくと、国の支援、繰入をしているにも関わらず、税を下げるといった事態が数年で見込まれてしまいます。

また、一般会計繰入金を赤字で入れている市町村はそれほど多くないという事実が分かっています。平塚市は繰入額を下げ、平成28年度は神奈川県の中でも真ん中くらいまでになっていますが、平塚市より多い自治体を調べてみますと、一般会計繰入をしているにも関わらず、翌年度への繰入金ははるかに多いというところがいくつかあります。それらは、形式上、一般会計繰入をしているだけであって、実際は黒字であるということです。一方、平塚市は一般会計繰入金をなくすと純粋な赤字となってしまいます。自治体によっては、繰

入金がなくとも黒字というところがありますし、規模も数億円程度というところもあります。これは平塚市の感覚とすると、来年度からは一般会計繰入金は不要ではないかというように考えます。一般会計繰入分として税率を上げる必要のないと思われるようなところがあります。これらを勘案すると、長期に税率を上げなくてはならない自治体は限られており、候補としては、制度を変えることにより所得が高いので激変してしまうような自治体が該当してしまうのではないかと考えます。平塚のように所得が低い自治体については、そこまで長期に繰入をする必要がないと考え、他市の状況を踏まえまして、適切な税の決定をしていきたいと考えます。

会 長 : ほかの方はよろしいでしょうか。

それでは、議題（２）「法定外繰入金の削減目標計画（案）」は、終わらせていただきます。事務局には今回の質疑を踏まえ、本計画の策定をお願いします。

次に、議題（３）「平塚市国民健康保険運営協議会規則の全部改正（案）」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 : 平塚市国民健康保険運営協議会規則の全部改正（案）について改正の概要と主な変更点を説明した。

会 長 : ただ今の事務局からの説明に御質問、御意見などはありますか。

ほかに御意見等もないようですので、議題（３）「平塚市国民健康保険運営協議会規則の全部改正（案）」について終わらせていただきます。

事務局にはこの案の方向で規則の策定をお願いします。

次に、議題（４）「その他」について、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局 : 事務連絡として、次回の運営協議会を平成３０年１月１８日（木）に午後２時から今回と同じ３０３会議室で開催する予定です。案件につきましては、現段階で４件あります。１つは保険税率を見直すための平塚市国民健康保険税条例の一部改正案について、皆様に諮問させていただきます。２つは保険税の軽減税率の見直しについて、建議をいただくことを予定しています。３つは平成３０年度の特別会計当初予算案とその事業の紹介について、４つに特定健診・特定保健指導実施計画のデータヘルス計画案のパブリックコメントを踏まえた最終案がまとまるので、こちらを御説明させていただきます。今のところ案件が多いですが、よろしくをお願いします。

会 長 : 事務局から説明がりましたが、御質問、御意見などはありますか。

ほかに御意見等もないようですので、議題（４）「その他」は、終わらせていただきます。

用意された議題は一応終了しましたが、そのほかに委員の皆様から御意見があればお伺いしたいと思います。

特にないようですので、これもちまして閉会といたします。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

## 5 閉会

平成29年度第2回平塚市国民健康保険運営協議会を閉会した。